

**医療法人社団喜峰会 東海記念病院 介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（短期集中型サービス）運営規程**

（事業の目的）

第1条 医療法人社団喜峰会が開設する東海記念病院 さぼてんクラブ（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（短期集中型サービス）（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、または歯科衛生士（以下、「理学療法士等」という。）が、要支援状態にある者または事業対象者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問型短期集中型サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、運動器機能訓練、栄養改善の指導又は口腔機能の向上のその他一人ひとりに合った必要な日常生活所の支援及び個別プログラムによる生活機能訓練を短期間に集中的に行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（名称及び所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 東海記念病院 さぼてんクラブ
- ② 所在地 春日井市廻間町字大洞681番地47

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業員
医師 1名以上
理学療法士 1名以上
作業療法士 1名以上
管理栄養士 1名以上
歯科衛生士 1名以上
従業者は、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日
月曜日から金曜日とする。ただし、祝日及び年末年始を除く。
- 2 営業時間 9時00分から17時00分までとする。
- 3 サービス提供時間 9時00分から17時00分までとする。

（事業の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、春日井市介護予防・日常生活支

援総合事業実施要綱に規定された額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定された額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 健康チェック
- ② 機能訓練
- ③ リハビリマネジメント
- ④ 運動機能向上
- ⑤ 栄養改善指導
- ⑥ 口腔機能の向上

2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、春日井市全域とする。

（緊急時における対応方法）

第8条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて 臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 責任者の選定
- ② 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回以上）
- ③ 虐待等に対する相談窓口の設置
- ④ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを春日井市に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第10条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団喜峰会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成28年9月1日より施行する。

この規程は、令和4年6月1日から一部改定して施行する。

この規程は、平成29年1月1日から一部改定して施行する。

この規程は、令和5年1月1日から一部改定して施行する。

この規程は、平成30年2月1日から一部改定して施行する。

この規程は、令和6年3月25日から一部改定して施行する。

この規程は、平成31年4月1日から一部改定して施行する。

この規程は、令和2年7月15日から一部改定して施行する。

この規程は、令和3年4月1日から一部改定して施行する。